

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、土佐清水市にあるブロック塀等対策推進事業（以下「対策事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地震による倒壊の際に一般国道、県道、市道、地区が指定する避難路を閉塞するおそれのあるブロック塀の所有者及び管理者であること。ただし、ブロック塀の所有者と親子関係にある者等市長がやむを得ないものとして認めた者はこの限りでない。
- (2) 市税等及び高知県税を滞納していない者であること。
- (3) 別表4に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第1に定める要件を満たすもの（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助対象者が行う補助事業のうち、安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ア 位置図、配置図、平面図等
- イ 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- ウ 別表第2又は別表第3（耐震診断義務付け対象建築物については建築士法に規定する建築士が点検を実施したものに限る）
- エ 高知県税の滞納していないことを証明する書類

- 2 補助対象者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助対象者はこの現地調査等に協力しなければならない。
- 4 申請は、1敷地につき1回限りとする。

（補助金交付決定）

- 第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助対象としないときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

- 第8条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その変更内容を審査し、適当と認めるときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

- 第9条 補助事業者が、補助事業を完了したときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- ア 位置図、配置図、平面図等
 - イ 写真（事業前・事業中・事業後）
 - ウ 領収書等の写し（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書等）
 - エ ブロック塀等対策推進費内訳明細書等（写し）
 - オ 別表第2又は別表第3（残存する塀等がある場合）

（補助金の確定）

- 第10条 市長は、前条の報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が当該補助事業の内容に適合すると認めるときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条の規定により、補助金確定の通知を受けた者は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 代理請求及び代理受領を行う場合は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付請求書(様式第8号)と代理請求及び代理受領委任状(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は、第2項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4，5条関係）

補助事業名	ブロック塀等対策推進事業
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注1）の所有者が登録工務店，建設業者，解体業者に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	補助限度額：205,000円／件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは，当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐清水市内の緊急輸送道路・避難路に面している危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの ・1敷地内にあるすべてのブロック塀等の安全対策を行うもの ・安全な塀等の設置については，関連する要綱及び法を遵守し設置するもの ・補助対象部分のブロック塀等の一部を残す場合は，施工業者が対策後のブロック塀等について点検表（別表第2，第3）等により安全性が確認できるもの
補助率	10/10（補助限度額：205,000円）
	<p>補助限度額について，社会資本整備総合交付金交付要綱付属編に規定する基準額に事業を実施するブロック塀の総延長（m）を乗じた額か補助限度額の低い方とする。</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は，これを切り捨てる。</p>

（注1）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは，補強コンクリートブロック塀においては別表第2，組積造の塀においては別表第3に従い点検した結果，安全対策が必要と評価されたものをいう。

別表第2（第6条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

（鉄筋が入っていない場合は，組積造の塀の点検表を使用してください。）

ブロック塀点検日	
点検者	

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さが2mを超える塀の場合 壁の厚さが15cm未満	
		高さが2m以下の塀の場合 壁の厚さが15cm未満	
3	鉄筋	壁頂，基礎には横に，壁の端部及び隅角部には縦に，それぞれ経9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に経9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っていない	
4	控壁 （高さが1.2mを超える塀の場合）	3.4m以内ごとに，鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き，ひび割れ	全体的に傾いている，又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針等により計算した結果，危険であると判断された	
	評価	7項目のうち，1つでも当てはまれば，コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

別表第3（第6条関係）

組積造の塀の点検表

ブロック塀点検日	
点検者	

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出していない、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針等により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち、1つでも不適合があれば組積造の塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

別表第4（第7条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み，法人以外の団体にあつては，代表者，理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず，暴力団又は暴力団員等に対して，金銭，物品その他財産上の利益を与え，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与したとき。
- (8) 業務に関し，暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら，これを利用したとき。
- (9) その役員が，自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り，又は第三者に損害を加えることを目的として，暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

土佐清水市長 様

〒

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付申請書

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載した内容について、この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲内で耐震対策関連事業の普及・啓発目的で利用することに同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 対策事業の概要

所在地	
対策事業費（見積額）	
対策事業の内容	

（添付書類）

- （1）位置図、配置図、平面図等（事業内容を記載しているもの）
- （2）対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- （3）別表第2又は別表第3
- （4）高知県税の滞納していないことを証明する書類

様

土佐清水市長

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金については、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る高知県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様

土佐清水市長

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金については、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定の理由

土佐清水市長 様

〒
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金について、下記のとおり変更したいので、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
変更後の対策事業費	
変更後の交付申請額	

（添付書類）

- ・ 対策事業の変更の内容についての根拠書類

様

土佐清水市長

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金については、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
変更後の対策事業費	
変更後の交付決定額	

土佐清水市長 様

〒
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金について、補助事業が完了しましたので、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1)位置図，配置図，平面図等（交付申請時と変更がない場合は省略可）
- (2)写真（事業前・事業中・事業後）
- (3)領収書等の写し（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書等）
- (4)ブロック塀等対策推進費内訳明細書等（写し）（交付申請時と変更がない場合は省略可）
- (5)別表第2又は別表第3（残存する塀等がある場合）

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金については、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金額（確定） 金 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

※代理請求及び代理受領を活用する場合は、受任者の申請とする。

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金について、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名及び支店名	(支店名)	
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.

年 月 日

土佐清水市長 様

代理請求及び代理受領委任状

私は、 年 月 日付け 第 号で補助金の確定を受けた土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金（金 円）にかかる請求及び受領については次のとおり委任します。

記

委任者（補助金申請者）

住 所 _____
氏 名 _____ 印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（業者）

住 所 _____
会 社 名 _____ 印
代表者名 _____

様

土佐清水市長

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消し理由